

監査ガイドラインの改定について

監査ガイドラインは、当協会が自主規制機能の一つとして実施している監査の具体的な内容にとりまとめたものであり、毎年度ごとに定期的な改定を行っています。

このたび、一部内容を改定した第5版をホームページに掲載しました。

主な改定箇所やホームページの掲載場所は次のとおりです。

【主な改定箇所】

I. 監査の基本事項	}	版を重ねたことを受けて、表現の一部を改訂
II. 監査の実施手続き		
III. 書類監査報告書等	}	平成29年度(直前年度)の書類監査に 差換え
A. 書類監査報告書		
B. 実施要領 C. 改善の手引き		
IV. 実地監査マニュアル		<ul style="list-style-type: none">・金融庁「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」(平成30年2月策定)を踏まえ、「B. 検証基準」と「別冊チェックリスト(主な着眼点)」を改訂・金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」や当協会「社内規則策定ガイドライン」の構成を踏まえ、「取引時確認・疑わしい取引の届出」を独立の節とする。あわせて、一部項目の配列を変更・その他、所要の改訂

【掲載場所】協会ホームページTOP >> 協会について >> 業務内容：監査ガイドライン

下記の監査ガイドラインのページよりPDFをダウンロードできます。

○ <https://www.j-fsa.or.jp/association/business/guideline.php>

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 監査企画部

Tel : 03-5739-3015 (9 : 30~17 : 30)